

西脇市告示第 156号

生成AIサービス提供業務受注事業者の募集について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 11 日

西脇市長 片 山 象 三

記

- 1 業務名
生成AIサービス提供業務
- 2 業務範囲
 - (1) 生成AIサービス利用環境構築
 - (2) 不具合対応、ヘルプデスク
 - (3) 利活用支援
- 3 サービス提供期間
令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31日まで
- 4 参加事業者資格要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 西脇市指名停止基準において、指名停止に該当しないこと。なお、本業務の公募型プロポーザルの公告日から参加申請等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
 - (5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）に規定する暴力団等でないこと。
- 5 その他詳細
別紙「西脇市生成AIサービス提供業務公募型プロポーザル実施要領」及び「西脇市生成AIサービス提供仕様書」を参照のこと。